


和賀西小学校
いじめ防止基本方針



令和8年4月
北上市立和賀西小学校

1 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者と長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

ア いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

イ いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけを問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

ウ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して活動する必要がある。

エ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

(3) いじめ防止基本方針策定の目的

和賀西小学校いじめ防止基本方針は、上記基本理念のもと、いじめの問題への対策を、地域や保護者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、地域全体がいじめを起さない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために地域全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

<学校は・・・>

ア あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ 子どもが主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるよう指導・支援する。

ウ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

エ いじめを絶対許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

<保護者は・・・>

ア どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

イ 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々と子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。

ウ いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

<子どもは・・・>

ア 自己の夢を達成するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努める。

イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

<地域・関係機関は・・・>

ア 地域住民は、和賀西小学区の子どもの安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 地域住民は、子どもの成長、生活に関心をもち、いじめのない兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供をするとともに、連携していじめの防止に努める。

ウ 地域住民は、地域の行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。

2 いじめ防止のために実施する具体的取組

(1) いじめ未然防止・早期発見に関すること

ア **すべての教育活動におけるいじめ防止にかかわる資質の向上を図る内容の充実**

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに教師を含めた学校内における言葉環境を改善していくことが、いじめ未然防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ **一人一人の学びを保障した分かる授業の実践**

すべての児童が授業に参加できる、活躍できる分かりやすい授業を日々実践していくことがいじめ未然防止を含めた生徒指導全般において、子どもの健やかな成長につながることを踏まえて、授業改善に努める。

ウ **いじめ防止のための啓発活動の推進**

児童及びその保護者、地域住民並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。具体的には、学校経営方針への位置づけ、保護者会や地区懇談会での説明、校報やホームページなどの広報活動等で繰り返し啓発を図る。

エ **児童の主体的な取り組み**

道徳・特別活動を通して、子どもたちがいじめ問題を自らの問題として捉え、取り組んでいけるように計画的な指導を行っていく。

オ **教師間の日常的な情報共有**

「全職員が全児童の担任」という意識で、子どもたちとふれあい、指導するとともに、些細な子ども

の変化を見抜く力を高め、その情報を共有する。また、家庭環境等の状況や変化についても共有できる職員体制を普段から作り上げておく。

カ **いじめ早期発見のための調査と教育相談の実施**

年3回実施している「わにっ子アンケート」の内容の見直しを図った上で、継続実施する。実施時期は、6月、10月、2月とする。なお、悩み等を記述した児童等があった場合、速やかな教育相談を実施する。また、保護者にもアンケートを実施し、幅広く情報を収集する。

キ **定期的な「いじめ防止対策委員会」の開催**

「いじめ防止対策委員会」は月1回の開催を原則として行う。また、年3回計画されている「わにっ子アンケート」の集計結果がまとまった時期には、アンケート結果と教育相談等の結果を報告しあい学級内の人間関係やいじめの兆候等を複数で検討し、情報共有を図る。

ク **学校として配慮が必要な児童生徒についての対応**

発達障がい、帰国子女、性同一性障害、東日本大震災等など配慮が必要な児童については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒にと対する必要な指導を組織的に行う。

ケ **相談窓口の設置**

いじめ等の相談担当、相談場所として、養護教諭と保健室を設置し、悩み等の相談に常時対応できるように体制を整える。

コ **教職員の研修**

教職員に対して、いじめ防止等に関する研修会を年1回設定してその資質を高める。研修内容として、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処方法についても含める。

(2) いじめの対応に関すること

いじめの発見・通報を受けた場合、次のような体制で対応する。

ア **いじめ相談・通報の窓口**

児童や保護者、教師等からのいじめ相談・通報は生徒指導主事を担当・窓口とする。

イ **いじめ防止対策委員会の開催**

いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ防止対策委員会」を開催して、情報の分析及び対応方針を決定する。「いじめ防止対策委員会」は必要に応じて随時開催する。

ウ **いじめの関する情報収集および記録**

担任と生徒指導主事が中心となっていじめの状況について被害児童や加害児童から事実関係を正確に聴取するとともに両者の事情や心情についても聞き取るよう心がける。情報の収集は生徒指導主事が中心となり、当該担任や養護教諭などが分担しながら行い、聞き取りをした情報の記録は生徒指導主事がまとめる。いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容は、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等などを明確に記録しておく。

また必要に応じてアンケート調査等を実施する。

エ **指導体制の構築、対応方針の決定**

指導体制の構築と対応方針の決定は、校長の指示を受け、決定した方針に基づき生徒指導主事が連絡・調整を行う。

オ **指導方針の策定と指導の実施**

速やかな聴取や調査で得た情報を分析し、速やかに指導方針を策定して指導にあたる。その場合次のことの留意すること。

- ・被害児童を守り通すことを最優先にし、児童の状況に配慮した継続的ケアを行うこと。必要に応じて加害児童を別室にするなど被害児童が安心して学習できる環境を作る。
- ・加害児童に対しては、加害児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・両者の保護者の理解を得ながら指導を行うとともに指導の経過や結果等を適切に連絡し、連携をとりながら指導を進める。

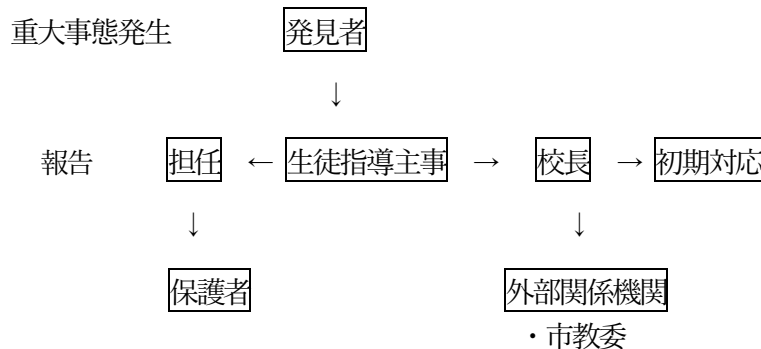
カ **保護者への対応**

校長の指示のもと、対応者を決定する。

キ **重大ないじめへの対応**

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守り抜く。その場合、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で警察に相談・通報し、対応していく。

ク **重大事態発生時の対応の流れ**



ケ **懲戒**

校長は、必要と判断した場合、加害児童に対して出席停止等の懲戒を行う。

コ **学校評価**

いじめ防止等のための取り組み状況を学校評価の評価項目に位置づける。

サ **いじめ解消の確認**

いじめの解消を確認するため、毎週行われている生徒指導交流会や職員会議で行う。いじめが解消したという判断は少なくとも3ヶ月を目安としていじめが確認されていないことをもって解消とする。

シ **いじめ解消後の被害児童および保護者への面談実施**

いじめの被害児童及び保護者に心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を実施の判断は校長、調整は養護教諭が行い、校長が中心となって面談を実施する。

ス **「学校いじめ防止基本方針」の周知**

保護者や児童、地域の方々へ「学校いじめ防止基本方針」が周知されるよう、方針をまとめたもののダイジェスト版を定期総会や広報で知らせる。また、教職員以外の意見も取り入れながら改訂を加えていくよう心がける。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

調査の実施主体は、教育委員会の判断によって決定して行う。学校主体の調査では、事態への対処や再発防止、十分な調査結果が得られないと教育委員会が判断した場合、教育委員会が主体となって調査することもある。ただし、学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会から人的支援等を適切な支援を受けながら調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童とその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

この「和賀西小学校いじめ防止基本方針」は、平成26年4月1日より実施する。

この「和賀西小学校いじめ防止基本方針」は、平成30年3月に見直しを行った。

この「和賀西小学校いじめ防止基本方針」は、令和2年3月に見直しを行った。

この「和賀西小学校いじめ防止基本方針」は、令和5年2月に見直しを行った。

和賀西小 いじめ防止対策基本方針(概要)

◇いじめの基本的な考え方

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

本校は、学校教育目標「なかよく助け合う子」の育成を図ることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全児童が生き生きとした学校生活を送ることができるような教育活動を推進します。そのため、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

いじめを未然に防止するために

◇教職員による指導について

- 1 学校が安心・安全で心の居場所となるような生活の保障と「絆づくり」
- 2 自己有用感や自尊感情を育むための教育活動の充実
- 3 基礎・基本の定着と学習への達成感を体得させる「わかる授業」の展開
- 4 コミュニケーション能力の素地を養うための全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- 5 いじめ防止のための児童会活動の推進
- 6 保護者、地域住民及び関係者との連携
- 7 配慮が必要な児童については、特性を踏まえた支援と指導

◇児童に対して

- 1 互い尊重しあい、学級の所属感が自覚できるような学級づくり
- 2 基礎・基本の定着、学習への達成感・成就感が得られる「わかる授業」
- 3 思いやりの心や命の大切さを育む道徳の時間や学級活動の充実
- 4 「いじめは決して許されない」という認識を持たせる日常活動の指導
- 5 見て見ないふりをせず、すぐとめたり、誰かに知らせたりすることの大切さを指導徹底

◇いじめ防止のための組織

校長のリーダーシップの下、全職員

◇児童の主体的取り組み

- 1 児童会による取り組み
 - ・全員で行事をつくりあげる活動
- 2 縦割り班活動
 - ・様々な集団におけるよりよい関係を築く活動

◇家庭・地域との連携

- 1 いじめ防止基本方針の校報での広報活動
- 2 PTA総会での実態や基本方針の説明
- 3 懇談会等での話題提供

◇早期発見・対応

【早期発見】

- 1 児童が相談しやすいような信頼関係の構築
- 2 児童の表情や行動の変化が把握できるような日常の観察

【アンケート・教育相談】

- 1 児童アンケートの実施
(心のアンケート心と体の健康調査、年3回わにっこアンケート等)
- 2 教育相談を通じた聞き取り調査 年3回
- 3 スクールカウンセラーによる教育相談
- 4 保健室相談ファーム

【相談窓口】

- 日常のいじめ相談 (児童・保護者) 全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用 教育相談担当者
- 地域からのいじめ相談窓口 校長

【早期対応】

- 1 いじめ行為の制止と事実関係を明確化
- 2 発見・通報後の速やかな「生徒指導委員会」等の開催、全教員の共通理解と役割分担後の問題解決
- 3 警察への通報を要する事案かどうかの適切な適切判断
- 4 児童や保護者の立場に立った情報収集と事実確認
- 5 いじめ確認された場合のいじめの制止と再発の防止
- 6 いじめられている児童の安全の確保
- 7 いじめられた児童の心のケア

◇おもな「いじめ防止対策」年間プラン

	主な取り組み	
一学期	4月 いじめ対策にかかる共通理解、学級づくり 1年生を迎える会、縦割り班活動開始	↑
	5月 運動会の取組	
	6月 「わにっこアンケート」実施 (児童・保護者) 教育相談の実施、学校運営協議会部会	
	7月 学校経営評価 (前期: 保護者対象)	
二学期	9月 「心とからだの健康観察」実施 教育相談の実施	S C と の 面 談
	10月 「わにっこアンケート」実施 (児童・保護者) 教育相談の実施、学習発表会の取組	
	11月 学校運営協議会部会	
	12月 学校経営評価 (後期: 保護者対象)	
三学期	2月 「わにっこアンケート」実施 (児童・保護者) 教育相談の実施 6年生を送る会	↓
	3月 記録の整理、小中連絡会	